

証券コード 2743  
2023年3月16日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番40号  
ピクセルカンパニーズ株式会社  
代表取締役社長 吉 田 弘 明

## 第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に関しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第37期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://pixel-cz.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」の順にご選択いただき、ご確認下さいますようお願い申し上げます。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/2743/teiji/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ピクセルカンパニーズ株式会社」又は「コード」に「2743」当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を選択の上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、**2023年3月30日（木）午後6時30分までに**議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月30日（木曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2023年3月30日（木曜日）午後6時30分までに行使してください。

【重複行使の取扱いについて】

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

【賛否の意志表示がない場合の取扱いについて】

議決権行使書面において、議案に賛否の意志表示がない場合は、有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年3月31日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都港区六本木5丁目11番16号  
国際文化会館 別館2階 講堂  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第37期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第37期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬決定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://pixel-cz.co.jp/>）において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<https://pixel-cz.co.jp/>）及び保管掲載サービス（<https://d.sokai.jp/2743/teiji/>）に掲載しております。
  - ①新株予約権等の状況
  - ②会計監査人の状況
  - ③業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
  - ④会社の支配に関する基本方針
  - ⑤連結株主資本等変動計算書
  - ⑥連結注記表
  - ⑦株主資本等変動計算書
  - ⑧個別注記表

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部ではありません。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

**株主総会にご出席する方法**

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

**2023年3月31日（金曜日）  
午前10時**

**書面（郵送）で議決権を行使する方法**

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

**2023年3月30日（木曜日）  
午後6時30分到着分まで**

**インターネットで議決権を行使する方法**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2023年3月30日（木曜日）  
午後6時30分入力完了分まで**

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

○○○○ 部中

XXXXXXXX 年 X月X日

○○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

（議案番号）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書はイメージです。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第2・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

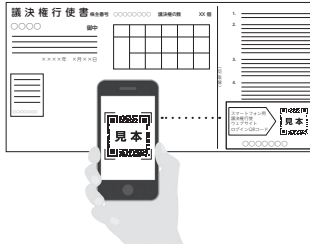
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

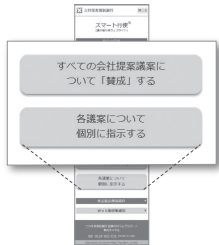
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

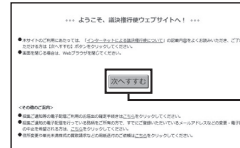
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

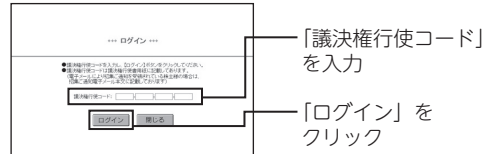
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

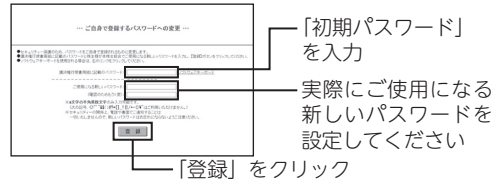
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、総じて回復傾向にありますが、未だ残る新型コロナウイルス感染症の余波に加え、新たな変異株の出現によるサプライチェーンへの影響や人流の再停滞により、景気が下振れするリスクがあります。一方、わが国の経済は、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあり、景気の持ち直していくことが期待されているものの、物価上昇、供給資源の不足などにより経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

このような状況のもと、当社グループは、ウィズコロナの下で感染症拡大の防止への対策と、安全衛生管理の徹底や健康への配慮を最優先に、経営基盤強化、管理機能の業務効率化に努めるべく、中長期的な成長に向けた事業基盤の拡充を目的に、経営資源の最適活用及び経営管理を進め、刻々と変化する状況に迅速かつ適切に対応してまいりました。システムイノベーション事業においては、AWS・Salesforce部門の収益性安定化を図るため専門性の高いエンジニアを獲得すべく協力会社の新規獲得や連携強化を実施すると共に当社においても57名の人員強化を行いました。ディベロップメント事業においては世界的な半導体不足の影響により一部太陽光発電施設案件の連係が出来ない状況が続いております。エンターテインメント事業においては、同感染症により主力ターゲットとしているマカオをはじめとするアジア近郊では徐々に入国などの規制が緩和されてきたものの依然としてカジノ施設を含むホテルやレストラン等では店舗休業や施設制限があり、販売活動に多大なる影響を及ぼしております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高574百万円(前連結会計年度43.4%減)となりました。損益面では、企業価値向上に向けた人員強化における先行投資が増加したことなどにより営業損失412百万円(前期は営業損失625百万円)、経常損失430百万円(前期は経常損失629百万円)となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、固定資産の売却や株式譲渡に伴う子会社持分売却により特別利益の計上をしたものの、建物附属設備などを含む固定資産の減損などを行い、特別損失を計上したことにより408百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,440百万円)となりました。

セグメントの業績は次の通りです。

(ディベロップメント事業)

ディベロップメント事業では、太陽光発電施設の企画・販売・取次することに加え、リゾート用地の開発や不動産の売買、仲介の事業をして展開しております。

引渡し完了した太陽光発電施設のコンサルティング業務を獲得したものの、世界的な半導体不足の影響により一部太陽光発電施設案件の連係が出来ない状況が続いており、前連結会計年度に比べ、売上高は減少し、営業損失を計上いたしました。

以上の結果、当事業における売上高は26百万円（前期比92.6%減）、営業損失は14百万円（前期は営業損失68百万円）となりました。

(システムイノベーション事業)

システムイノベーション事業は、金融機関向けシステム開発・IT業務の技術支援サービス及びブロックチェーン技術等の先端技術を用いたシステムの開発・受託事業を展開しております。当連結会計年度におきましては、損保系のシステム開発の継続した受注案件や、金融機関向けのプロジェクト受注案件に取り組んだものの、AWS・Salesforce部門の収益性の安定化を図るべく57名の人員強化を行い、教育費等にかかる費用を計上していることから、前連結会計年度に比べ、売上高は減少し、営業損失を計上いたしました。

以上の結果、当事業における売上高は548百万円（前年比15.1%減）、営業損失68百万円（前期は営業損失60百万円）となりました。

(エンターテインメント事業)

エンターテインメント事業は、カジノ向けゲーミングマシンの開発・製造・販売、ゲーミングアプリケーションシステムの企画・開発・販売を行っております。当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、カジノ施設が所在する地域への渡航制限が徐々に解除されつつも、主カターゲットとしているマカオをはじめとするアジア近郊においては、依然として同感染症への安全配慮の観点から店舗休業や施設制限があり、営業活動に影響が出ております。同感染症の収束時期やその他の状況により、カジノ施設運営会社の財務状況によっては、今後、カジノ施設への設備投資に対し、消極的になる可能性があり、販売の先行きは不透明な状態にあります。

以上の結果、当事業における営業損失は25百万円（前期は営業損失283百万円）となりました。

(その他の事業)

その他の事業では、売上高は減少し、営業損失は拡大いたしました。

以上の結果、その他の事業における売上高は0百万円（前期比99.4%減）、営業損失は7百万円（前期は営業損失3百万円）となりました。

(2) **設備投資の状況**

当期における当社グループの設備投資は総額で13,046千円であります。セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

(ディベロップメント事業)

当期の設備投資等、重要な設備の除却又は売却はありません

(システムイノベーション事業)

当期の設備投資等は、従業員に係るPC環境設備等に3,733千円の投資をいたしました。

(エンターテインメント事業)

当期の設備投資等、重要な設備の除却又は売却はありません。

(その他の事業)

当期の設備投資等、重要な設備の除却又は売却はありません。

(全社共有)

当期の設備投資は、PC環境設備及び備品に725千円、本店移転に伴う建物附属設備等に8,588千円であります。また、車両を7,764千円で売却いたしました。

(3) **資金調達の状況**

当社グループは、2021年7月21日に発行した第12回新株予約権が1,048,500株行使されたことにより53,473千円の資金調達を当連結会計年度において、実施いたしました。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(6) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

(7) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

当社は、2022年11月1日付でピクセルソリューションズ株式会社の全株式を売却し、同社は当社の連結子会社でなくなりました。

## (8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期	第 35 期	第 36 期	第 37 期
	(2019年1月1日) (2019年12月31日)	(2020年1月1日) (2020年12月31日)	(2021年1月1日) (2021年12月31日)	(当連結会計年度) (2022年1月1日) (2022年12月31日)
売 上 高 (千円)	2,516,393	2,352,287	1,014,640	574,586
経 常 利 益 又は経常損失(△) (千円)	31,637	△313,549	△629,879	△430,254
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (千円)	49,860	△942,454	△1,440,318	△408,600
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純損失(△) (円)	2.15	△35.84	△46.21	△9.80
総 資 産 (千円)	2,476,561	4,333,058	725,307	808,731
純 資 産 (千円)	1,617,833	1,101,558	492,190	127,856
1株当たり純資産額 (円)	62.88	38.28	12.09	3.06

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期	第 35 期	第 36 期	第 37 期
	(2019年1月1日) (2019年12月31日)	(2020年1月1日) (2020年12月31日)	(2021年1月1日) (2021年12月31日)	(当事業年度) (2022年1月1日) (2022年12月31日)
売 上 高 (千円)	273,045	191,405	96,545	157,997
経 常 利 益 又は経常損失(△) (千円)	2,466	△169,533	△303,736	△338,659
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△) (千円)	12,726	△2,383,994	△1,478,393	△639,513
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純損失(△) (円)	0.55	△90.66	△47.43	△15.34
総 資 産 (千円)	3,424,057	1,353,989	807,494	746,635
純 資 産 (千円)	3,265,218	1,305,936	712,198	126,158
1株当たり純資産額 (円)	127.52	45.62	17.49	3.02

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。



## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ピクセルエステート株式会社	65,000千円	100.0%	太陽光発電施設の 開発・施工・買取・販売
ピクセルゲームズ株式会社	77,500千円	100.0%	カジノ関連機器の 開発・製造・販売
合 同 会 社 ソーラーファシリティーズ2号	1,000千円	100.0%	太陽光発電施設の 開発・施工・買取・販売
K A K U S A 3 号 挟 間 社 合 同 会 社	10千円	100.0%	太陽光発電施設の 開発・施工・買取・販売
K A K U S A 4 号 高 崎 山 社 合 同 会 社	10千円	100.0%	太陽光発電施設の 開発・施工・買取・販売
海伯力(香港)有限公司	10千HK\$	100.0%	システム開発事業・ コンサルティング事業

(注) 2022年11月1日付で、ピクセルソリューションズ株式会社の株式譲渡を行ったことにより連結範囲から除外しております。

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当該事項はありません。

## (10) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### ①会社の経営の基本方針

#### ■ミッション

(経営理念)

個性という輝きとグループの絆をもって、誠実で大きなビジネスを通じ、一人一人が誇りを持って豊かな人生を歩む。

#### ■ビジョン

(中期目標)

時代にマッチした価値を創出し続け、すべてのステークスホルダーに夢と感動をもたらし続ける。

#### ■バリュー

(組織で共有する基本的価値観)

企業価値向上と組織の継続的な成長を追い求め続け、プロフェッショナルリズム・新しい発想・継続的な革新を持って常に新しく質の高いサービスを提供し続ける。

### ②目標とする経営目標

当社は、主な経営指標として、事業本来の収益力を表す営業利益を重視しており、常にコスト意識を持ち、収益の改善に努めることで、継続かつ安定的な事業の拡大を図ってまいります。

### ③経営環境

当社グループは、金融機関を中心に、サーバーシステム開発やエンジニア派遣によるIT業務の技術支援サービス、ブロックチェーン技術等の先端技術を用いたシステムの開発・受託等を中心としたシステムイノベーション事業を行っております。当社及び連結子会社6社（ピクセルエステート株式会社、ピクセルゲームズ株式会社、合同会社ソーラーファシリティーズ2号、KAKUSA 3号挟間合同会社、KAKUSA 4号高崎山合同会社、海伯力（香港）有限公司）により構成されており、システムイノベーション事業、ディベロップメント事業及びエンターテインメント事業を展開しております。

システムイノベーション事業においては、取引先の営業調整や新型コロナウイルス感染拡大による受注先におけるテレワーク導入が拡大していること等からインハウス型の受注案件に影響が出ていることに加え、AWS・Salesforce部門の収益性の安定を図るべく人員強化を行ったことによる教育等に係る費用を先行計上していることから厳しい状況が続いております。

また、ディベロップメント事業においては、太陽光発電施設を法人及び個人投資家向けに企画・販売・取次等を行っておりますが、世界的な半導体不足の影響により一部の太陽光発電施設案件の連携ができない状況が続く等厳しい状況が続いております。

エンターテインメント事業においては、カジノゲーミングマシンの企画・開発・製造・販売、ゲーミングアプリケーションシステムの企画・開発・販売及びe-sports関連のコンサルティングを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大による、カジノ施設が所在する地域への渡航制限が徐々に解除されつつも、依然として同感染症に対する安全配慮の観点から渡航が出来ず、営業活動に影響が出ております。同感染症の収束時期やその他の状況により、カジノ施設運営会社の財務状況によっては、今後、カジノ施設への設備投資に対し、消極的になる可能性があります。

#### ④中長期的な会社の経営戦略及び優先的に対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、収益基盤の安定化及び財務状態の健全化です。誠に遺憾ながら当連結会計年度において、408,600千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。上記に掲げる経営方針のもと、アフターコロナを見据えた事業環境を踏まえ、「選択と集中」をテーマに既存事業の見直し、主力ドメインの選択、経営資源の集中を行い、急激な経営環境の変化に対応できる強靱な企業体質の構築に向け、以下の課題に取り組み、企業価値の向上に努めて参ります。

##### i. 事業の持続的成長

短期的な環境につきましては、各事業において、経費徹底削減、顧客管理、工程管理の強化に努め、仕掛案件の収益化をおこなうことで、手元流動を確保しながらキャッシュポジションの改善を図ります。また、中長期的な経営環境につきましては、安定的な収益基盤を確保すべく主力ドメインの選択を行い、既存事業を見直し、各事業において培ったノウハウ・技術等を駆使し、新しく質の高いサービスによって継続的な事業成長を実現してまいります。

##### ii. 管理体制強化

継続的な事業成長の達成において、コーポレート・ガバナンス機能と内部管理体制は不可欠であります。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、内部監査及び内部統制システムの整備及び強化を図ります。当社グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスの取り組みを徹底することでコンプライアンス・ガバナンス体制が強化され、すべてのステークホルダーからの信頼の向上に努めてまいります。

また、内部管理体制については、管理部門の増員を図り、より一層管理体制の強化に取り組んでまいります。

### iii. 人材の確保と育成の強化

継続的な事業成長の達成において人材確保は必要不可欠であります。人材採用において積極的な情報開示により、当社に共感していただける人材の確保に努めます。

また、経営基本方針に掲げているように、一人一人が誇りを持って豊かな人生を歩めるよう、従業員の成長を通して会社の成長を目指します。

### iv. 社内体制の不備及び役職員のコンプライアンス意識の欠如への再発防止策の徹底

当社は、当社代表取締役個人が取締役会の承認を受けずに当社を連帯保証人とする金銭消費貸借契約書を締結していたことが判明し、2022年4月28日付で外部調査委員会を設置し、2022年7月1日付で外部調査委員会より最終報告を受領しております。

さらに、連結子会社であったピクセルソリューションズ株式会社の元代表取締役が同社の印章を偽造して使用した可能性のある事案について事実関係を調査するため2022年9月29日付で社内調査委員会を設置し、2022年10月19日付で社内調査委員会より最終報告を受領しております。現在、同社は連結子会社から外れておりますが、当該調査報告において指摘された原因及び再発防止策の提言は、当社の今後の事業運営において真摯に受け止めなければならないものと認識しております。

当社は、上記の結果を踏まえ、それぞれ再発防止策を策定しており、今後再発防止策に基づいた体制整備を進めてまいります。

- (1) コンプライアンス意識の徹底
- (2) 印章管理体制の強化
- (3) 相互監視機能の強化
- (4) 社内規程の運用状況のモニタリング強化
- (5) 企業風土の改革と権限集中の解消
- (6) 取締役・監査役に対するコンプライアンス・ガバナンス意識の改革
- (7) コンプライアンス・ガバナンス、内部監査の知見を有する社外取締役の選任
- (8) 内部監査体制等の強化
- (9) 役員選任基準の見直し
- (10) 管理体制の統一化
- (11) 全従業員への教育の実施と社内規定の定期的な見直し
- (12) 企業買収時におけるリスク把握のための調査の見直し

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (11) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

区 分	事 業 内 容
ディベロップメント事業	太陽光発電施設の企画・販売・取次することに加え、リゾート用地の開発や不動産の売買、仲介の事業をして展開しております。
システムイノベーション事業	AWS・Salesforceエンジニアの育成の他、金融機関を中心に、サーバーシステム開発やエンジニア派遣による技術支援サービス等、システムインテグレーションを行っております。
エンターテインメント事業	連結子会社のピクセルゲームズ株式会社は、カジノゲーミングマシンの開発・製造・販売に加え、NFT/ブロックチェーン技術を用いたゲーミングアプリケーションの企画・開発を行っております。
そ の 他 の 事 業	連結子会社の海伯力(香港)有限公司は、中国ビジネス進出のための戦略子会社として事業を行っております。

## (12) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

## ① 当社の主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

## ② 子会社の主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
ピクセルエースト株式会社	(本社) 東京都港区
ピクセルゲームズ株式会社	(本社) 東京都港区
合同会社ソーラーファシリティーズ2号	(本社) 東京都港区
KAKUSA3号 挟間合同会社	(本社) 宮崎県東臼杵郡
KAKUSA4号 高崎山合同会社	(本社) 宮崎県東臼杵郡
海伯力(香港)有限公司	(本社) 香港

(13) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ディベロップメント事業	3名	1名減
システムイノベーション事業	90名	49名増
エンターテインメント事業	1名	1名
その他の事業	1名	1名
全社(共通)	8名	2名増
合計	101名	50名増

(注) 上記使用人の他に、パートタイマーが9名おります。

② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
98名	92名増	30.4歳	2.92年

(14) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入金額
アークサービス株式会社	182百万円
木本 昌明	100百万円
ビーチキャピタル株式会社	100百万円
GFA株式会社	70百万円
ソラ株式会社	50百万円
山内 規之	25百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(本店移転)

当社は、2022年7月27日付をもって、本社を東京都港区虎ノ門四丁目1番40号に移転いたしました。

(株式譲渡)

当社は、2022年11月1日付で、連結子会社であったピクセルソリューションズ株式会社の株式譲渡をいたしました。なお、同社は同日付で連結子会社から除外されております。

(訴訟)

2022年2月21日当時、当社の連結子会社であったピクセルソリューションズ株式会社（以下「PXS」という。）と株式会社RIZE（以下、「RIZE社」という。）の間には、金銭消費貸借契約に基づき2021年11月5日に2,600万円、2021年11月30日に3,500万円を株式会社シンクコミュニケーションズに貸し付けたが返済がないため、当該債務を連帯保証しているPXSに対して連帯保証債務の履行を求める旨の裁判事件が提起され、PXSは当該裁判事件において当該連帯保証債務の有効性を含め原告の主張を争っておりました。

その後、RIZE社より2023年1月17日付で法人格否認の法理により連帯保証債務履行請求権を当社に対しても行使できるとの理由に、一方的に損害賠償請求（6,100百万円）の訴訟を提起されております。

当社といたしましては、当社が当該連帯保証債務を履行すべき義務はないものと考えておりますが、今後、訴状の内容を精査し、裁判で粛々と当社の正当性を明らかにする所存です。なお、現時点では当社の業績に与える影響について不明であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株  
② 発行済株式の総数 普通株式 41,759,600株  
(注) 12回新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,048,500株増加しております。  
③ 株主数 13,613名  
④ 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数 株	持株比率 %
吉田 弘明	1,720,032	4.118
山口 秀紀	472,100	1.130
椿 修一	436,000	1.044
鈴木 仙一	410,000	0.981
横山 信孝	400,000	0.957
中川 博光	337,200	0.807
小和口 信一	331,400	0.793
auカブコム証券会社	292,000	0.699
野村證券株式会社	285,800	0.684
守田 清美	270,000	0.646

(注) 持株比率は自己株式 (72株) を控除して計算しております。



## (2) 会社役員の状況 (2022年12月31日現在)

## ① 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	吉田弘明	海伯力(香港)有限公司董事長 ピクセルゲームズ株式会社代表取締役 ピクセルエステート株式会社代表取締役 ピクセルソリューションズ株式会社取締役
取締役	都筑沙央里	管理本部長 ピクセルエステート株式会社取締役 ピクセルゲームズ株式会社取締役
取締役	片田朋希	GFA株式会社代表取締役 株式会社CAMELOT取締役 GFA Capital株式会社取締役 ネクスト・セキュリティ株式会社取締役 ガルヒ就労支援サービス株式会社取締役 GFA Management株式会社取締役 プレソフィア株式会社取締役 T・N・H株式会社取締役 株式会社SDGs Technology取締役 株式会社エピソード取締役 株式会社フィフティーワン取締役 株式会社ULUO取締役
取締役	松田元	みやまち株式会社代表取締役 Metabit.SDN.BHD CEO 光明寺代表社員 GFA Capital株式会社代表取締役 株式会社SDGs Technology代表取締役 株式会社フィフティーワン取締役
常勤監査役	矢尾板裕介	—
監査役	櫻井紀昌	税理士 朝日税理士法人代表社員 株式会社サンユー社外監査役
監査役	藤田博司	公認会計士 藤田公認会計士事務所所長 株式会社社ニックス社外監査役

- (注) 1. 取締役片田朋希氏及び松田元氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役櫻井紀昌氏及び藤田博司氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役櫻井紀昌氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役藤田博司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役片田朋希氏及び監査役櫻井紀昌氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
7. 取締役都筑沙央里氏は2022年3月31日付でピクセルエステート株式会社及びピクセルゲームズ株式会社の取締役に就任いたしました。

#### ②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### ③役員賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、取締役及び監査役を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を締結し、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。だし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補いたしません。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

##### i. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法

当社は、取締役会の諮問に基づき、指名報酬委員会が答申を行い、取締役会にて取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針を定めております。

##### ii. 取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要

1) 決定方針は、以下の (a) ~ (d) の基本方針に基づき策定しております。

- (a) 持続的な業績向上を図るものであること
- (b) 企業価値向上への動機付けとなること
- (c) 優秀な経営人材の確保に資するものであること
- (d) 会社業績との連動性が高く、透明性・客観性が高いものであること

2) 取締役の報酬等の概要

当社の役員報酬は、上記の基本方針に基づき、役位、役割、世間水準及び従業員との整合性を考慮し基本報酬のみで構成されております。基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、指名報酬委員会が個別の基本報酬について答申を行い、取締役会で決定され

ております。

iii. 監査役の個人別報酬等に関する事項

監査役の個人別の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

⑤ 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
平出 晋一郎	2022年3月31日	任期満了	取締役 管理本部長 ピクセルエステート株式会社取締役 ピクセルゲームズ株式会社取締役
伊藤 義文	2022年3月31日	任期満了	社外取締役

⑥ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

地位	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	6 (3)	44,700 (11,700)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	12,600 (5,400)
合計 (うち社外役員)	9 (5)	57,300 (17,100)

- (注) 1. 株主総会の決議による限度額は、取締役年額200,000千円以内（2002年3月29日開催第16期定時株主総会決議）、監査役年額40,000千円以内（2002年3月29日開催第16期定時株主総会決議）であります。当該決議に係る株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は1名です。
2. 期末現在の人員は、取締役4名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
3. 取締役の報酬等の額には、任期満了により退任した取締役1名と社外取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。

⑦ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役片田朋希氏はGFA株式会社代表取締役、株式会社CAMELOT取締役、GFA Capital株式会社取締役、ネクスト・セキュリティ株式会社取締役、ガルヒ就労支援サービス株式会社取締役、GFA Management株式会社取締役、プレソフィア株式会社取締役、T・N・H株式会社取締役、株式会社SDGs Technology取締役、株式会社エピソード取締役、株式会社フィフティワン取締役、株式会社ULUOI取締役を務めております。

なお、当社は、GFA株式会社との間には資金の借入等の取引関係にありますが、その他兼業先との間に取引関係はありません。

社外取締役である松田元氏は、みやまち株式会社代表取締役、Metabit.SDN.BHD CEO、光明寺代表社員、GFA Capital株式会社代表取締役、株式会社SDGs Technology代表取締役、株式会社フィフティーン取締役を務めております。なお、当社は、各兼業先との間に取引関係はありません。

監査役櫻井紀昌氏は、朝日税理士法人代表社員及び株式会社サンユー社外監査役を務めております。なお、当社は、各兼業先との間に取引関係はありません。

監査役藤田博司氏は、藤田公認会計士事務所所長及び株式会社ニックス社外監査役を務めております。なお、当社は、各兼業先との間に取引関係はありません。

- . 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
該当事項はありません。

#### ハ. 当事業年度における主な活動状況

##### い. 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

地 位	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	片 田 朋 希	当事業年度開催の取締役会25回のうち22回に出席いたしました。これまで他社の代表取締役を歴任した企業経営者として高い見識と豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	松 田 元	当事業年度開催の取締役会25回のうち24回に出席いたしました。主に主力事業とするシステム開発、ブロックチェーン事業における幅広い専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	櫻 井 紀 昌	当事業年度開催の取締役会35回のうち34回に、また監査役会16回のうち16回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	藤 田 博 司	当事業年度開催の取締役会35回のうち35回に、また監査役会16回のうち16回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす、書面決議が10回ありました。
2. 取締役片田朋希及び松田元氏は、2022年3月31日開催の定時株主総会の決議に基づき、同日付で就任しており、当事業年度において出席すべき取締役会は25回であります。

ii. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役片田朋希氏は、取締役会や指名報酬委員会、取締役会審議会等において、当社の対処すべき課題等に対し、会社経営者としての経験に基づき、実践的な視点から、内部統制、経営に関する助言、リスク管理における指導や改善策の提案等を行い、当社経営に適切な役割を果たしております。
- ・取締役松田元氏は、取締役会や指名報酬委員会、取締役会審議会等において、当社の対処すべき課題等に対し、企業経営における経験と学識者として大学での講師経験、システム開発、ブロックチェーン事業における幅広い知識に基づき実践的な視点から、内部統制、経営に関する助言、リスク管理における指導や改善策の提案等を行い、当社経営に適切な役割を果たしております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主重視の基本政策に基づき、「株主利益の増進」を経営の主要課題として認識し、業績に応じて積極的に利益配分を行うことを基本方針としております。

2022年12月期の配当金につきましては、連結及び単体の決算において当期純損失を計上したこと、並びに収益構造の改善や財務体質の強化が最優先すべき経営課題であると考えること等から、無配とさせていただきます。

次期の配当におきましても、早期の復配を目指すものの、当社の業績や財政状態等を鑑み、誠に遺憾ながら現時点においては、無配を予定しております。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

## 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>【流 動 資 産】</b>	<b>755,113</b>	<b>【流 動 負 債】</b>	<b>680,874</b>
現金及び預金	54,430	買掛金	20,237
売掛金	58,909	短期借入金	527,000
前渡金	565,133	未払金	16,233
前払費用	17,067	未払費用	55,968
未収入金	23,679	未払法人税等	6,723
その他	42,492	前受金	50,304
貸倒引当金	△6,600	その他	4,408
<b>【固 定 資 産】</b>	<b>53,617</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>680,874</b>
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>53,617</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	1,000	<b>【株 主 資 本】</b>	<b>141,115</b>
長期貸付金	162,509	資本金	3,466,889
長期未収入金	1,040,920	資本剰余金	3,671,599
その他	25,352	利益剰余金	△6,997,357
貸倒引当金	△1,176,165	自己株式	△15
<b>資 産 合 計</b>	<b>808,731</b>	<b>【その他の包括利益累計額】</b>	<b>△13,259</b>
		為替換算調整勘定	△13,259
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>127,856</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>808,731</b>

# 連結損益計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売上	高価		574,586
売上	価		406,720
販売	益		167,866
費	費		580,690
業	失		412,824
受	益	0	
為	入	10,490	
助	他	4,000	
そ	用	7,483	21,975
支	息	36,312	
そ	他	3,091	39,404
常	損		430,254
別	利		
固	産	7,821	
貸	金	3,000	
受	害	26,118	
子	式	6,522	43,462
減	損	12,341	
貸	引	4,885	
そ	当	0	17,226
税	期		404,018
法	純	4,582	4,582
当	損		408,600
親	損		408,600

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>【流 動 資 産】</b>	<b>180,307</b>	<b>【流 動 負 債】</b>	<b>620,477</b>
現金及び預金	49,319	買掛金	8,085
売掛金	58,033	短期借入金	536,493
前渡金	4,933	未払金	13,111
前払費用	13,108	未払費用	55,548
未収入金	16,681	未払法人税等	3,800
立替金	98,526	預り金	3,437
その他	3,084	<b>負 債 合 計</b>	<b>620,477</b>
貸倒引当金	△63,380	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>【固 定 資 産】</b>	<b>566,327</b>	<b>【株 主 資 本】</b>	<b>126,158</b>
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>566,327</b>	資本金	3,466,889
関係会社株式	1,000	資本剰余金	4,062,989
出資金	500	資本準備金	4,062,989
長期貸付金	117,509	利益剰余金	△7,403,704
関係会社長期貸付金	3,367,223	利益準備金	17,560
敷金及び保証金	13,094	その他利益剰余金	△7,421,264
長期未収入金	246,118	別途積立金	150,200
長期前払費用	18	繰越利益剰余金	△7,571,464
貸倒引当金	△3,179,136	<b>自 己 株 式</b>	<b>△15</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>746,635</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>126,158</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>746,635</b>



# 損益計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	157,997
売上原価	93,761
売上総利益	64,235
販売費及び一般管理費	364,375
営業損	300,139
営業外収益	
受取利息及び配当金	0
その他の	40
営業外費用	
支払利息	36,312
為替差損	2,247
経常損	338,659
特別利益	
固定資産売却益	7,821
受取損害賠償金	26,118
その他の	10
特別損失	
債権譲渡損	94,770
貸倒引当金繰入額	225,518
その他の	10,716
税引前当期純損失	635,713
法人税、住民税及び事業税	3,800
当期純損失	639,513

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

ピクセルカンパニーズ株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山中 康之 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ピクセルカンパニーズ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計事業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクセルカンパニーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して営業損失、経常損失、及び当期純損失を計上している。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま

で入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

ピクセルカンパニーズ株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山中 康之 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ピクセルカンパニーズ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して営業損失、経常損失、及び当期純損失を計上している。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があ

る。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月28日

ピクセルカンパニーズ株式会社監査役会

常勤監査役 矢尾板 裕介 ㊟

社外監査役 櫻井 紀昌 ㊟

社外監査役 藤田 博司 ㊟

以上



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	※ やおいた ゆうすけ 矢尾板 裕介 (1981年10月4日生)	2005年4月 株式会社ハンセム 2006年9月 株式会社ユーコン 2008年4月 株式会社ユーコン取締役 2012年3月 株式会社アローテイル代表取締役 2015年7月 当社入社 2015年9月 当社内部監査室室長 2015年9月 当社常勤監査役(現任) 2016年4月 海伯力国際貿易(上海)有限公司監事 2016年8月 LT Game Japan株式会社(現ピクセルゲームズ株式会社) 監査役	株     —

### 取締役候補者とした理由

矢尾板裕介氏は、略歴に記載のとおり、当社入社以降、内部監査室室長を経て2015年に常勤監査役に就任し、以来、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行と監査・監督してまいりました。

2022年以降再発防止策を実行しコンプライアンス・ガバナンスの意識改革を行っており、常勤監査役としての経験・実績と当社が優先して取り組むべき課題であるコーポレートガバナンスの強化に資するところは大きいとして、これらの理由から取締役候補としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	※ にしまさ ゆうすけ 西牧 佑介 (1976年12月13日生)	2005年10月 西銀座法律事務所 2016年10月 アクセスライツ法律事務所代表弁護士 (重要な兼職の状況) アクセスライツ法律事務所代表弁護士	株   —

### 取締役候補者とした理由

西牧佑介氏は、弁護士資格を有しており、取締役会に対してコーポレートガバナンスやコンプライアンスに関する助言等をいただくとともに、客観的立場で当社の経営を監督等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合には、指名報酬委員会の委員として当社の指名報酬委員会等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。会社の経営に関与した経験はありませんが、企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと期待しております。また、当社が優先して取り組むべき課題であるコーポレートガバナンスの強化に資するところは大きいとして、これらの理由から社外取締役候補としております。





- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社株式の数は2022年12月31日現在のものです。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 西牧佑介氏、片田朋希氏及び松田元氏は、社外取締役候補者であります。  
片田朋希氏及び松田元氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもちまして1年となります。
4. 取締役候補者に選任にあたっての方針と手続き方法は下記のとおりとなります。
- ・取締役候補者選任方針  
当社取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を促し、収益力・資本効率などの改善を図る責務を負っております。取締役の選任については、以下の基準を定め、その責務を果たし得る人物を候補者としております。  
(取締役選任基準)
    - ① 心身ともに健康であり、取締役としての職務遂行において支障がないこと。
    - ② 法令に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。
    - ③ 遵法精神に富んでおり、取締役としての職務遂行において忠実義務・善管注意義務を適切に果たすための資質を備えていること。
    - ④ 当社事業に関する知識に加えて、事業運営、会社経営、法曹、会計、システム開発・構築のうちいずれかの分野における豊富な経験を有すること。
    - ⑤ 当社の持続的な成長および企業価値の向上に資するという観点から、経営監督に相応しい者であること。
    - ⑥ 当社主要事業分野において、経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと。
    - ⑦ 当該候補者が選任される場合に、他の役員との関係において、知識・経験・専門能力に特段の偏りがないこと。
    - ⑧ コンプライアンス・ガバナンスを重視し、内部統制の知見を有すること。
  - ・取締役候補者の選任方法  
取締役の各候補者の指名については、指名報酬委員会にて審議された後、取締役会において審議・決定しております。
5. 責任限定契約について  
候補者西牧佑介氏は、会社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。候補者片田朋希氏及び松田元氏は、会社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の内容の概要  
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての取締役候補者は当該保険者契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、候補者西牧佑介氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届出を提出する予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

常勤監査役である矢尾板裕介氏の取締役選任に伴い、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役として就任した場合、その任期は監査役前任者の矢尾板裕介氏の任期が満了する時までとなります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ており、監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
ひかさまきや 日笠真木哉 (1971年8月23日生)	2007年 9月 司法試験合格 2008年12月 最高裁判所司法研修所終了 2008年12月 検事認任官(名古屋地方検察庁、広島地方検察庁、福岡地方検察庁小倉支部、東京地方検察庁) 2021年 4月 金融庁証券取引等監視委員会出向 2022年 1月 東京地方検察庁公安部 2022年 8月 ベリーベスト法律事務所入所(現任) 2023年 1月 株式会社海帆 社外取締役(現任) 2023年 2月 (重要な兼職の状況) ベリーベスト法律事務所 株式会社海帆 社外取締役	株          —

(注) 1. 日笠真木哉氏は、社外監査役候補者であります。

2. 日笠真木哉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

候補者、日笠真木哉氏は、弁護士としての専門的見地及び経営に関する高い見識から、当社の経営全般に対し独立的な立場から提言・助言をいただけるものとして、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 責任限定契約について

日笠真木哉氏が社外監査役に選任され就任した場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての監査役候補者は当該保険者契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年3月31日開催の第35期定時株主総会において、選任いただいていた補欠監査役岡田文彌氏は、2023年1月31日をもって補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありましたのでそれに伴い、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役として就任した場合、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ており、補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
とくら ゆうじ 戸倉 裕治 (1961年5月22日生)	1987年 9月 監査法人朝日親和会計社（現あずさ監査法人）入社 2002年10月 公認会計士・税理士 宇田川重雄事務所入所 2006年 5月 三和税理士法人設立 2011年10月 戸倉裕治税理士事務所開業 同所所長（現任）  (重要な兼職の状況) 戸倉裕治税理士事務所所長	株  —

(注) 1. 戸倉裕治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

2. 戸倉裕治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

候補者、戸倉裕治氏は、公認会計士としての専門的見地及び経営に関する高い見識から、当社の経営全般に対し独立的な立場から提言・助言をいただけるものとして、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 責任限定契約について

戸倉裕治氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての監査役候補者は当該保険者契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2002年3月29日開催の第16期定時株主総会において、年額2億円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名であります。第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役は5名（うち社外取締役は3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年2,000,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式 割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区六本木五丁目11番16号  
国際文化会館 別館2階 講堂  
TEL 03-3470-4611



### 交通

都営地下鉄大江戸線「麻布十番駅」下車 7番出口 徒歩5分

※新型コロナウイルスをはじめとする感染拡大防止のため、ご出席の株主の皆さまには株主総会会場にてマスクの着用をお願いする場合がございます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は当社ホームページにてお知らせいたします。(https://pixel-cz.co.jp/)

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。